

固定資産税都市計画税減免取扱要綱

(減免の根拠等)

第1条 この要綱は、地方税法第367条および第702条の8第7項の規定に基づく市税条例第51条の規定を根拠とする固定資産税および都市計画税の減免の具体的な対象および処理方法について定めるものとする。

(減免の対象となる固定資産および減免割合)

第2条 減免の対象となる固定資産および減免割合は、別表1のとおりとする。

(減免申請)

第3条 減免は、原則として納税義務者からの申請に基づき行うものとする。ただし、市税条例第51条第1項第1号、第2号および第4号に該当する固定資産に係る最初の減免を行った年度以降の減免については、当該年度において当該固定資産の減免要件に変更がないと確認できた場合に限り、申請を省略して減免することができる。

2 前項の申請に係る申請書は、様式1によるものとする。

(連帯納税義務に係る意思表示の申し出)

第3条の2 共有する固定資産の連帯納税に係るいずれかの義務者が減免され、民法第441条ただし書きにより、他の連帯納税義務者から別段の意思に係る申出書(様式6)が提出された場合は、当該他の連帯納税義務者に対する効力は、その意思に従うものとする。

(減免申請書の添付書類)

第4条 減免の申請書に添付する書類は、別表2のとおりとする。

(減免に係る固定資産の実態調査)

第5条 減免の申請があった場合は、申請書等に基づき当該固定資産の実態を調査し、申請事由および減免要件の事実確認を行わなければならない。

2 第3条第1項ただし書きの規定により、減免の申請を省略して減免するものの実態調査は、毎年行う評価実地調査の際または適当な時期に行うものとする。

3 第1項および第2項の調査に係る調査書は、様式2によるものとする。

(減免の対象となる納期)

第6条 減免をする場合は、減免の申請書の提出の日以降最初に到来する納期限に係る分から減免するものとする。

(減免の決定通知等)

第7条 減免を決定した場合には、遅滞なく、これを納税義務者に様式3により通知するものとする。

2 減免を不認定とした場合には、遅滞なく、これを納税義務者に様式4により通知するものとする。

(減免床面積および減免地積の算出)

第8条 減免対象固定資産で減免該当部分と非該当部分がある場合の減免割合の算出は、小数点第3位を四捨五入する。

2 共用部分を有する家屋の一部が減免に該当する場合の減免床面積の算出は、次による。

$$\text{減免床面積} = \frac{\text{減免該当部分の床面積}}{\text{の床面積} + \text{共用部分}} \times \frac{\text{減免該当部分の床面積}}{\text{総床面積} - \text{共用部分床面積}}$$

3 家屋の一部が減免に該当する場合の当該家屋の減免部分に対応する減免地積の算出は、次による。

$$\text{減免地積} = \text{総地積} \times \frac{\text{家屋の減免床面積}}{\text{家屋の総床面積}}$$

4 減免床面積および減免地積の端数処理は、小数点第3位を四捨五入する。

(減免税額の算出)

第9条 この要綱に定めるもののほか減免税額の算出については、固定資産税都市計画税賦課事務取扱要領「八 1 減免税額の算出について」による。

(減免の取消し)

第10条 減免申請書に記載された内容が事実と反する場合は減免を取消し、遅滞なく、これを納税義務者に様式5により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、昭和61年4月18日から施行する。

(減免申請に関する経過措置)

第2条 第3条第1項ただし書きの規定は、昭和62年度以降の年度分の固定資産の減免について適用し、昭和61年度分までの固定資産の減免については、なお従前の例による。

(固定資産税等減免取扱要綱の廃止)

第3条 固定資産税等減免取扱要綱(昭和54年4月5日制定)は、廃止する。

(ゲートボール広場の減免)

第4条 この要綱に定めるほか、ゲートボール広場の減免の具体的な取扱いは、「ゲートボール広場減免取扱要領(昭和63年3月31日制定)」による。

附 則(昭和63年3月31日改正)

改正後の固定資産税等減免取扱要綱は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度以後の年度分の固定資産の減免について適用する。

附 則(昭和63年4月1日改正)

改正後の固定資産税等減免取扱要綱は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度以後の年度分の固定資産の減免について適用する。

附 則(平成2年1月29日改正)

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度以後の年度分の固定資産の減免について適用する。

附 則(平成2年4月9日改正)

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成2年4月9日から施行し、平成2年度以後の年度分の固定資産の減免について適用する。

附 則（平成 2 年 1 2 月 3 日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成 2 年 1 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 3 年 6 月 2 8 日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成 3 年 6 月 2 8 日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 1 日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成 4 年 6 月 1 日から施行し、平成 5 年度以後の年度分の固定資産の減免について適用する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 6 年度以後の年度分の固定資産の減免について適用する。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行し、平成 7 年度以後の年度分の固定資産の減免について適用する。

附 則（平成 9 年 7 月 8 日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 0 年度以後の年度分の固定資産の減免について適用する。

附 則（平成 1 0 年 4 月 3 0 日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 0 年度以後の年度分の固定資産の減免について適用する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 3 1 日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 2 年度以後の年度分の固定資産の減免について適用する。

附 則（平成12年4月1日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度以後の年度分の固定資産の減免について適用する。

附 則（平成14年4月1日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度以後の年度分の固定資産の減免について適用する。

附 則（平成15年3月31日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度以後の年度分の固定資産の減免について適用する。

附 則（平成17年8月25日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成18年3月8日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成26年3月17日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月9日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

改正後の固定資産税・都市計画税減免取扱要綱は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

適用条項	内 容	対象となる固定資産	固定資産の要件	減 免 割 合	摘 要
市税条例 第51条第1項 第1号	徴収の猶予、納期限の延長等によっても納税が困難であると認められる者に対する救済措置。個々の納税者の担税力に着目し、真にその能力が薄弱な者に限り減免する。	1 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する固定資産		全 額	生活扶助以外の扶助に係る者については、個々の実情による。
		2 生活困窮のため私的な扶助を受ける者で、第1項との均衡上特に必要と認められる者が所有する固定資産		全 額	私的な扶助とは、親族等から仕送りを受けている者で、その事実が調査等により認められ、仕送りを含めた同一世帯内の収入見込額の合計額が生活保護費支給基準額の概ね 1.2 倍以下のものをいう。
		3 1 または 2 に該当し、減免を認められた者（減免対象者）が共有となっている固定資産		減免対象者の持分の全 額	民法第 4 4 1 条ただし書きの規定に基づき、他の共有者が減免対象者の持分の減額を申し出た場合に限る。（様式 6）
第51条第1項 第2号	公益性または公共性に着目して減免するもので教育文化の向上、福祉の増進等広範囲にわたり地域住民に貢献すると認められる固定資産であって原則として有料で使用されるものを除く。	1 町会会館等	町会（函館市町会交付金交付要綱第 2 条に規定する町会）が設置する会館および所有する土地で、専ら公共的施設の用に供するもの	全 額	
		2 公衆浴場	公衆浴場の事業の用に供するもの	3 分の 2	S55.1.22 自治固第 3 号 H 2.4. 1 自治固第 21 号 H 7.4. 1 自治固第 15 号 H10.4. 1 自治固第 15 号 H12.4. 1 自治固第 24 号
		3 開放型病院等	医師または歯科医師を会員とする公益社団法人または一般社団法人が所有し経営する病院、診療所（臨床検査を、その主たる業務とするものに限る。）または臨床検査施設で、当該病院診療所または臨床検査施設が当該法人と雇用関係にない医師または歯科医師の利用のために開放され、かつ利用されるもので、医師または歯科医師を対象とする医学および医術水準の向上に関する事業または研修および再教育に関する事業ならびに公衆衛生活動に関する事業の用に供するとともに診療報酬または利用額が健康保険法に規定する額以下であるもの	全 額	S39.6.1 自治府第 54 号 S41.8.9 自治府第 90 号
		4 文化財等	① 北海道文化財保護条例または函館市文化財保護条例に基づき指定された土地および家屋とその敷地で特に必要と認められるもの ② 函館市都市景観条例	全 額	

		に基づき景観形成指定建築物等に指定された家屋で、特に必要と認められるもの ③ 地方税法第348条第2項第8号の2に規定する家屋に準ずるものとして、函館市教育委員会が指定した家屋で特に必要と認められるもの		
	5 学校等	地方税法の規定により非課税とされる者以外のものが知事の認可を受けて設置する専修学校または各種学校において直接教育の用に供するもの	全 額	
	6 学校等の寄宿舎	地方税法の規定により非課税とされる者以外のものが設置する寄宿舎で、知事の認可を受けた学校、専修学校または各種学校に付設するもの	全 額	
	7 幼稚園	地方税法の規定により非課税とされる者以外のものが設置する幼稚園において直接保育の用に供するもの	全 額	
	8 看護師養成所	保健師助産師看護師法第21条または第22条の規定に基づくもの	全 額	
	9 社会福祉法人が設置する病院等に付設する看護師寄宿舎	社会福祉法人が設置する看護師寄宿舎で第二種社会福祉事業の用に供している病院に付設するもの	全 額	
	10 児童遊園地	児童の心身の育成に寄与するために設置した児童遊園の用に供する土地で管理者により維持管理されているもの	全 額	
	11 老人福祉施設	老人の心身の健康の保持に資するため、教育講座、レクリエーションその他に参加する事業の用に供するもの	全 額	
	12 心身障害者施設	身体または精神に障害を有する者の社会復帰、自立厚生等を増進させる目的を持つ公共的施設で、直接本来の事業の用に供するもの	全 額	
	13 中小企業の育成と振興に寄与する施設	中小企業の健全な育成と振興に寄与するための公共的施設で、直接本来の事業の用に供するもの	全 額	
	14 福利厚生施設	労働者の福利厚生事業および訓練等その資質の向上を推進するための施設で、直接本来の事業の	全 額	

			用に供するもの		
		15 伝統的建造物である家屋の敷地等	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋等の敷地	2分の1	H10.4.1 自治固第14号 H12.4.1 自治固第22号
		16 福利入浴援助事業を実施している公衆浴場	市の指定を受けて福祉入浴援助事業を実施していると認められる公衆浴場の事業の用に供するもの	6分の5	H10.4.1 自治固第15号 H12.4.1 自治固第24号
		17 登録有形文化財	重要文化財以外の有形文化財のうち、文部科学大臣が登録有形文化財として登録した家屋	2分の1	H 8.8.30 自治固第40号 H12.4.1 自治固第21号
		18 土地区画整理事業の施行者が取得する保留地	土地区画整合法第104条第11項の規定により換地処分の公告のあった日の翌日に土地区画整理事業の施行者が取得する保留地	全額	
		19 特定非営利活動法人の事業の用に供する施設	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人（収益事業を行わないものに限る。）の直接本来の事業の用に供する施設	全額	

第51条第1項 第3号	市の全部または一部の地域にわたる天災その他の災害により、固定資産の価値が著しく減じたと認められる場合	1 市の全部または一部の地域にわたる災害により被害を受けたもの	損 害 の 程 度		減免割合	農地または宅地以外の土地は、「農地または宅地」と同じ扱いとする。
			農地または宅地	10分の8以上	全額	
				10分の6以上10分の8未満	10分の8	
				10分の4以上10分の6未満	10分の6	
				10分の2以上10分の4未満	10分の4	
			家屋	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全 額	
				主要構造部分が著しく損傷を受け、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8	
屋根、内壁、外壁、建具等に損害を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6					
下壁、畳等に損害を受け、居住または使用目的を損じ、修理または取り替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4					
償却資産については家屋の場合に準じて減免する。						
第51条第1項 第4号	第1号から第3号までに掲げるものに類する特別な事情があり、かつ、これらとの均衡上市長が特に減免の必要があると認めるもの					

別表 2

適用条項	対象となる固定資産	添 付 書 類
市税条例 第51条第1項 第1号	1 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する固定資産	生活扶助等を受給していることを証する福祉事務所長の証明書
	2 私的な扶助を受けている者が所有する固定資産	1 世帯収入等申告書 2 仕送り等私的扶助に関する申告書 3 住民票謄本 4 戸籍謄本等
市税条例 第51条第1項 第2号	1 町会会館	1 規約等 2 町会会館の所有確認証の写し 3 町会会館の土地および家屋の図面 4 その他市長が必要とする書類
	2 公衆浴場	1 許可書の写し 2 土地および家屋の図面 3 その他市長が必要とする書類
	3 開放型病院等	1 定款 2 土地および家屋の図面 3 その他市長が必要とする書類
	4 文化財等	1 指定書の写し 2 土地および家屋の図面 3 その他市長が必要とする書類
	5 学校等	1 学則 2 許可書の写し 3 直接教育の用に供する土地および家屋の図面 4 その他市長が必要とする書類
	6 学校等の寄宿舍	1 学則 2 許可書の写し 3 寄宿舍の土地および家屋の図面 4 その他市長が必要とする書類
	7 幼稚園	1 学則 2 許可書の写し 3 直接教育の用に供する土地および家屋の図面 4 その他市長が必要とする書類
	8 看護師養成所	1 学則 2 許可書の写し 3 看護師養成所の用に供する土地および家屋の図面 4 その他市長が必要とする書類
	9 社会福祉法人が設置する病院に付設す	1 定款 2 宿舍の土地および家屋の図面

	る看護師寄宿舍	3 その他市長が必要とする書類
	10 児童遊園地	1 規約等 2 土地の図面 3 その他市長が必要とする書類
	11 老人福祉施設	1 規約等 2 利用状況を記した書類 3 土地および家屋の図面 4 その他市長が必要とする書類
	12 心身障害者施設	1 規約等 2 利用状況を記した書類 3 土地および家屋の図面 4 その他市長が必要とする書類
	13 中小企業の育成と振興に寄与する施設	1 土地および家屋の図面 2 その他市長が必要とする書類
	14 福利厚生施設	1 規約等 2 利用状況を記した書類 3 土地および家屋の図面 4 その他市長が必要とする書類
	15 伝統的建造物である家屋の敷地等	1 伝統的建造物指定同意書の写し 2 伝統的建造物基本台帳の写し 3 その他市長が必要とする書類
	16 福祉入浴援助事業を実施している公衆浴場	1 委託契約書の写し 2 土地および家屋の図面 3 その他市長が必要とする書類
	17 登録有形文化財	1 登録有形文化財登録証の写し 2 家屋の図面 3 その他市長が必要とする書類
	18 土地区画整理事業の施行者が取得する保留地	1 組合設立認可書の写し 2 事業計画書 3 換地処分公告書の写し 4 土地の図面（施行地区図，保留地区図） 5 その他市長が必要とする書類
	19 特定非営利活動法人の事業の用に供する施設	1 定款 2 事業計画（報告）書 3 収支予算（決算）書 4 施設等の図面 5 その他市長が必要とする書類
市税条例 第51条第1項 第3号	市の全部または一部の地域にわたる天災その他の災害により著しく価値を減じたもの	市長および消防署長が発行する罹災証明書

固定資産税・都市計画税 減免申請書

年 月 日

受付印

函館市長

あて

住 所 _____

申請者

氏名または
名 称 _____

電話番号 _____

個人番号または 法人番号																			
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(右詰でご記入ください。)

次のとおり、減免を受けたいので申請いたします。

所有者	住所					氏名または は名称				
資産区分 土 地 家 屋 償却資産	物件所在地番	家屋 番号	地目また は種類	構造	地積床面 積数量㎡	価 格	円			
事 由	災害の場合には損害状況も記入のこと。									
添付書類										

◎注 意

- (1) 納期限前7日までに提出しなければなりません。
- (2) 減免事由が消滅した場合、直ちにその旨を市長に申告しなければなりません。

下記の欄は記載する必要がありません。

所有者番号																				通知書番号	
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------	--

固定資産税・都市計画税減免申請調査書
(生活困窮)

生活保護基準(2級地)

1. 納税義務者

義務者番号	住所	氏名

2. 申請人と同居家族の状況

世帯構成(氏名)	続柄	生年月日	職業	収入の種類	年収入見込額
					円
					円
					円
					円
年 収入見込額 合計					円
生活扶助受給基準額 × 1.2倍					円

3. 調査員意見

区分	種類	年度基準(1月~3月)		年度基準(4月~12月)	
		摘要	基準額	摘要	基準額
生活 扶助 第1類 年齢別	年齢		円		円
	歳		円		円
			円		円
	基準額計				円
生活 扶助 第2類 世帯別			円		円
			円		円
			円		円
	基準額計				円
加算	種別	摘要	加算額	摘要	加算額
			円		円
					円
	基準額計				円
教育 扶助					
	基準額計				円
生活扶助受給基準額 合計					円

年度 固定資産の価格等の決定・修正
 固定資産税・都市計画税の賦課決定通知書 (年度分)

様式3

所有者番号 通知書番号

住所	氏名 または 名称	様 様所有分	異動 事由
----	-----------------	-----------	----------

区分	所在地	家屋番号	地目・種類	構造	地積・床面積(㎡)	評価額(円)	課税標準額(円)		備考
							固定資産税	都市計画税	
土地							変更前		
							変更後		
							増減		
家屋							変更前		
							変更後		
							増減		
土地							変更前		
							変更後		
							増減		
家屋							変更前		
							変更後		
							増減		
土地							変更前		
							変更後		
							増減		
家屋							変更前		
							変更後		
							増減		
土地							変更前		
							変更後		
							増減		
家屋							変更前		
							変更後		
							増減		
土地							変更前		
							変更後		
							増減		
家屋							変更前		
							変更後		
							増減		

(単位：円)

	固定資産税課税標準				都市計画税課税標準			
	土地	家屋	合計	土地(共有分割)	土地	家屋	合計	土地(共有分割)
変更前								
変更後								
増減								

	軽減税額	固定資産税 (・×1.4%-・)	軽減税額	都市計画税 (・×0.3%-・)	土地(共有分割)按分税額		年税額 (・+・+・+・-・)
					固定資産税 (・×1.4%×持分)	都市計画税 (・×0.3%×持分)	
変更前							
変更後							
増減							

固定資産の価格等 決定・修正
 固定資産税・都市計画税 を 賦課決定
 したので通知します。

年 月 日

	第1期	第2期	第3期	第4期	随時(月)
変更前					
変更後					
納付済額					
差引納付額					

函館市長

函 財 税
年 月 日

様

函館市長

固定資産税・都市計画税に係る減免の不認定について(通知)

年 月 日付けで申請のありました固定資産税・都市計画税の減免申請につきまして、調査の結果、函館市税条例第51条第1項の規定に該当するものと認められませんので通知します。

記

所有者	住所				氏名または 名 称		
資産区分	物件所在地番	家 屋 番 号	地目または 種 類	構 造	地積床面積 数 量 m ²	価 格 円	
土 地 家 屋 償却資産							
不認定 の理由							

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え(処分の取り消しの訴え)は、前記の異議申立てにかかる決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないとされていますが、

①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。

処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取り消しの訴えを提起することができます。

函 財 税
年 月 日

様

函館市長

固定資産税・都市計画税に係る減免の取消しについて(通知)

年 月 日付けで通知しました固定資産税・都市計画税の減免申請につきまして、調査の結果、函館市税条例第 5 1 条第 1 項の規定に該当しないことが判明したため、減免を取り消しましたので通知します。

記

所有者	住所			氏名または 名 称		
資産区分	物件所在地番	家 屋 番 号	地目または 種 類	構 造	地積床面積 数 量 m ²	価 格 円
土 地 家 屋 償却資産						
不認定 の理由						

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 0 日以内に市長に対し異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え(処分の取り消しの訴え)は、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないとされていますが、

① 異議申立てがあった日から 3 か月を経過しても決定がないとき。

処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、

③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取り消しの訴えを提起することができます。

申 出 書

私が共有する固定資産に係る固定資産税・都市計画税について、下記共有者が函館市税条例第51条第1項第1号の規定による減免を認められていることから、その者の持分に係る税額を減額することを申し出します。

所有不動産

資産区分	物件所在地番	家屋 番号	地目また は種類	構造	地積床 面積 m ²
土地 家屋 償却資産					

減免を受ける共有者の氏名

氏名		氏名	
氏名		氏名	

函館市長 あて

年 月 日

住 所

氏 名

連絡先